

# 第 62 回全日本障害馬術大会 2010 パート I 大会案内

【正式な実施要項については、当連盟ウェブサイトにて 2010 年 9 月末日までに発表します】

## 1. 期日

平成 22 年 12 月 2 日(木)～平成 22 年 12 月 5 日(日)

## 2. 会場

調整中

## 3. 競技種目及び日程 (競技日程は都合により変更することがある)

### 第 1 日目(12 月 2 日)

フレンドシップ競技

I 120cm 以下

II 130cm 以下

### 第 2 日目(12 月 3 日)

第 1 競技 中障害飛越競技 B(標準)

基準 A 238 条 2.1

H130cm 以下 W150cm 以内 水濠 350cm 以内 個数 13 個以下 分速 375m

第 2 競技 中障害飛越競技 A(標準)

基準 A 238 条 2.1

H140cm 以下 W160cm 以内 水濠 350cm 以内 個数 13 個以下 分速 375m

第 3 競技 大障害飛越競技(標準)

基準 A 238 条 2.1

H150cm 以下 W170cm 以内 水濠 400cm 以内 個数 13 個以下 分速 375m

### 第 3 日目(12 月 4 日)

第 4 競技 中障害飛越競技 B(スピードアンドハンディネス)

基準 C 239 条 263 条

H125cm 以下 W150cm 以内 個数 15 個以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第 5 競技 中障害飛越競技 A(スピードアンドハンディネス)

基準 C 239 条 263 条

H135cm 以下 W160cm 以内 個数 15 個以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第 6 競技 大障害飛越競技(スピードアンドハンディネス)

基準 C 239 条 263 条

H145cm 以下 W170cm 以内 個数 15 個以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

※ 第 2 日目の競技(標準)に出場しなかった人馬は第 3 日目の競技(スピードアンドハンディネス)に出場することはできない。

## 第4日目(12月5日)

### 第7競技 中障害飛越競技 B (決勝)

基準 A 238 条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)

H130cm 以下 W150cm 以内 水濠 350cm 以内 個数 13 個以下 分速 375m

### 第8競技 中障害飛越競技 A (決勝)

基準 A 238 条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)

H140cm 以下 W160cm 以内 水濠 350cm 以内 個数 13 個以下 分速 375m

### 第9競技 全日本障害飛越選手権

基準 A 273 条 1, 2.2, 3.1, 4.1 (ジャンプオフは基準 A で行う)

H160cm 以下 W180cm 以内 水濠 400cm 以内 個数 13 個以下 分速 375m

※1 回目の走行にて、完走した人馬のみ 2 回目の走行に出場できる。

#### 【決勝競技出場人馬決定方法】

- ・ 第7競技と第8競技の出場権については、標準とスピードアンドハンディネス競技における順位点の合計点の少ない**各上位 50%**(第2日目の第1、第2競技出場数に基づく)の人馬が出場できる。ただし、いずれかの競技で失権また棄権した人馬には順位点を与えず決勝の出場権はない。
- ・ 順位点は、第1位を1点とした各順位をその人馬の順位点として配点し、標準、スピードアンドハンディネス競技の点数を出場人馬ごとに合計する。順位点が同点の場合は、スピードアンドハンディネス競技の成績上位の人馬を上位とする。
- ・ 第9競技の出場権については、第3と第6競技の両競技を完走した人馬に与える。複数の馬で出場権を得た選手は、いずれか1頭選択しなければならない。

## 4. 参加条件

- (1) 選手の出場は、同一の競技について一選手 3 頭までとする。
- (2) 馬の出場は、同一競技につき1回限りとする、またクラスを重複できない
- (3) 第1競技と第4競技ならびに第7競技、第2競技と第5競技ならびに第8競技、第3競技と第6競技ならびに第9競技は、各々同一の人馬が出場しなければならない。
- (4) 中障害 B
  - ①平成 22 年 11 月 7 日(日)までの公認競技会における中障害 B 乗馬ランキングポイント**上位 60 位**までの馬匹。
  - ②**61 位~70 位**を予備馬とし、欠員が生じた場合は、順次繰り上げる。
  - ③第 62 回全日本障害馬術大会 2010 Part II の中障害 C 決勝競技における、上位 5 位までの人馬。
  - ④第 34 回全日本ジュニア障害馬術大会のヤングライダー選手権にて出場権を得た人馬。
- (5) 中障害 A
  - ①平成 22 年 11 月 7 日(日)までの公認競技会における中障害 A 乗馬ランキングポイント**上位 50 位**までの馬匹。
  - ②ポイントを獲得した馬匹に限る。
  - ③第 34 回全日本ジュニア障害馬術大会のヤングライダー選手権にて出場権を得た人馬。
- (6) 大障害
  - ①平成 22 年 11 月 7 日(日)までの公認競技会における大障害乗馬ランキングポイントでポイントを獲得した馬匹。

## 5. ドーピング検査

- (1) 本大会に参加する全ての馬匹を対象として、規程に則りドーピング検査を行う。
- (2) 馬の管理責任者は、競技会での馬の騎乗者(競技者)とし、厩舎地区の保安管理の如何を問わず、自らの管理責任と薬物検査の結果に対する責任を免れることはできない。